

I C T活用工事（河川浚渫）実施要領

令和7年1月6日

大阪府都市整備部

1. I C T活用工事

1-1 概要

本要領は、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く）が発注する工事において、「I C T活用工事（河川浚渫）」を実施するため、必要な事項を定めたものである。

1-2 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～2)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。なお、直近の測量成果等での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。

なお、起工測量の実施時期については着工時を原則とするが、より効果的な出来形管理ができる場合は協議して時期を変更できるものとする。

1) 音響測深機器を用いた起工測量

2) その他の3次元計測技術を用いた起工測量（※）

（※）従来の断面管理においてT Sを用いて測定し、計測点同士をT I Nで結合する方法で断面間を3次元的に補完することを含む。

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ I C T建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)に示すI C T建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

1) 3次元MCまたは3次元MGバックホウ等

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理

1-2③による工事の施工管理において、下記1)～3)に示す方法から選択（複数以上可）して出来形管理を実施する。

＜出来形管理＞

1) 音響測深機器を用いた出来形管理

2) 施工履歴データを用いた出来形管理

3) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

1-2①～⑤のうち実施したすべてのデータを完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、「しゅんせつ工事」を原則とし、下記（1）～（3）に該当する工事とする。ただし、総合評価落札方式の評価項目となる等の場合はこの限りではない。

（1）対象工種

ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

1) 浚渫工

・浚渫船運転工

（2）適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）またはこれに類する基準を適用しない工事は適用対象外とする。

2. ICT活用工事の実施方法

2-1 発注方式

ICT活用工事の発注は、原則として下記の（1）～（2）によるものとするが、工事内容及び地域におけるICT施工機器の普及状況等を勘案し決定する。

（1）発注者指定（一部）型

1) 予定価格（消費税を含む）が0.5億円以上の浚渫工を含むしゅんせつ工事を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

2) ICTの活用範囲は、施工プロセスのうち①②④⑤を必須とする。

（2）施工者希望型

（1）発注者指定（一部）型以外で浚渫工を含むしゅんせつ工事に適用する。

2-2 ICT活用工事（河川浚渫）の実施協議

ICT活用工事の実施にあたっては計画段階で以下のとおり協議を行うものとする。また、実施段階で得られた各種データおよび検討内容は発注者に十分説明し共有するものとし、施工計画検討会や協議等に積極活用するものとする。

（1）発注者指定（一部）型

受注者は、ICTの活用内容等について発注者と「ICT活用工事協議書」により協議するとともに、発注者が指定した当初の活用範囲を受注者の提案・協議により拡大することができる。

（２）施工者希望型

受注者は、対象工事のうちＩＣＴを活用した工事を行う希望がある場合、発注者へ「ＩＣＴ活用工事協議書」により協議を行い、協議が整った場合にＩＣＴ活用工事（河川浚渫）として実施することができる。

３．工事成績評価における措置

ＩＣＴ活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫項目で加点評価するものとする。

☐ ＩＣＴ活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でＩＣＴを活用した工事（電子納品のみは除く）

※本項目は１点の加点とする。

☐ ＩＣＴ活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でＩＣＴを活用した工事。

※本項目は２点の加点とする。

※ＩＣＴ活用による加点は最大２点の加点とする。

ただし、ＩＣＴ活用施工を採用しない工事の成績評価については、本項目での加点対象とせず、併せて以下の方針で減点を行うものとする。

（１）発注者指定（一部）型

受注者の責によりＩＣＴ活用施工が実施されない場合は、契約違反として工事成績評価から措置の内容に応じて減点する。

（２）施工者希望型

工事契約後の受注者からの提案によりＩＣＴ活用施工を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評価における減点を行わない。

４．ＩＣＴ活用工事（河川浚渫）の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を活用できるように、以下を実施するものとする。

４－１ 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するにあたって、国土交通省が定めている出来形管理要領、監督検査要領（表－１【関連要領等一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

４－２ 工事費の積算

積算は以下によるものとする。なお「土木工事標準積算基準書」等、建設工事積算基準（大阪府都市整備部）に読替内容がある場合は、適宜それに従って読替を行うものとする。

（１）発注者指定（一部）型における積算方法

発注者は、発注に際して「ＩＣＴの全面的な活用の推進に関する実施方針(国土交通省)」(以

下 実施方針」という)の別紙ー２３「ＩＣＴ活用工事(河川浚渫)積算要領」に基づく積算を実施するものとする。

また、積算時点で国土交通省の標準となっている費用計上も適用可とする。

発注者は契約後の協議において、受注者元起工測量及び３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、協議の上で設計変更するものとする。ただし、当初においてすでに契約事項となっている場合はこの限りではない。

※積算要領は国土交通ＨＰを参照すること。

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

(２) 施工者希望型における積算方法

発注者は、従来積算基準に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、「ＩＣＴの全面的な活用の推進に関する実施方針(国土交通省)」(以下「実施方針」という)の別紙ー２３「ＩＣＴ活用工事(河川浚渫)積算要領」に基づき設計変更を行うものとする。

なお、ＩＣＴ活用について協議を行う際には、「１ー２①～④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

また、発注者は、受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、協議の上で設計変更するものとする。

※１ー２に示す施工プロセス①～④の一部のみを実施する場合も、当面の間、当該部分を対象に、設計変更の対象とする。ただしその場合⑤は必須とする。また、発注者指定型(一部)型において必須でない項目について実施する場合についても設計変更の対象とする。

４ー３ 現場見学会・講習会の実施

受注者は、発注者から指示があった場合は、ＩＣＴ活用工事の推進を目的に官民等を対象とした現場見学会・講習会を実施するものとする。

また、普及状況を勘案したうえで、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

４ー４ 対象工事の報告

ＩＣＴ河川浚渫を指定型として発注する際は、監督職員から技術管理課へ連絡することとする。また、受注者からＩＣＴ河川浚渫工を希望する旨の申し出があった際は、監督職員から技術管理課へ連絡することとする。

技術管理課は、発注状況等の調査を適宜行い、調査結果をとりまとめることとする。

4－5 アンケートへの協力

受注者は、完了届提出から完了検査までの間に別紙の「ＩＣＴ活用工事実施にかかるアンケート調査」を提出するものとする。

5. その他

この要領に定めない事項については、別途定めることができる。

《表－１ ＩＣＴ施工技術と適用工種》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用工種			監督・検査 施工管理	備考
				浚渫船運転工				
				ポンプ 浚渫船	グラブ 浚渫船	バックホウ 浚渫船		
３次元起工測量／３次元出来形管理等施工管理	音響測深機器による起工測量／出来形管理技術（舗装工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	－	－	○	①、②	浚渫
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	ＩＣＴ 建設機械	－	－	○	①、③	浚渫
ＩＣＴ建設機械による施工	３次元マシンコントロール技術 ３次元マシンガイダンス技術	浚渫	ＩＣＴ 建設機械	－	－	○	－	

【凡例】 ○：適用可能 、 －：適用外

<関連要領等一覧>

- ① ３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編
- ② 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫工事編）（案）
- ③ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫工事編）（案）